

吹田市子ども計画（素案）の概要

I 子ども計画策定の背景等

1 背景

国は、子ども基本法（令和5年4月施行）において、今後5年間の子供政策の基本的な方針・重要事項を定めた「子ども大綱」を策定した。

市町村の「子ども計画」は、子ども大綱を勘案するとともに、都道府県子ども計画を勘案して作成に努めることが求められている。

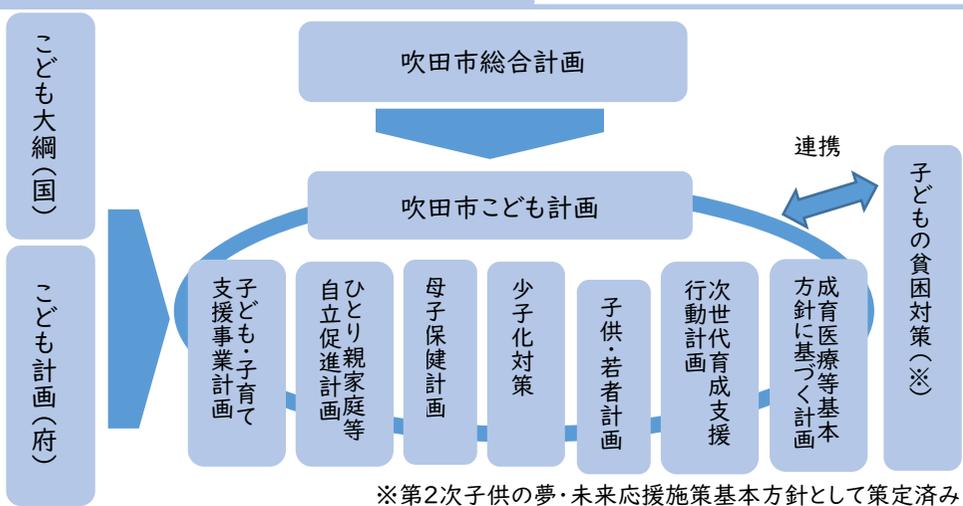
2 子ども大綱の目指すもの

全ての子供・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（子どもまんなか社会）を目指している。

II 吹田市の子供・若者対策の状況、課題

「吹田市子ども計画等策定に係るニーズ調査業務報告書」に基づき記載予定

III 吹田市子ども計画の位置付け



IV 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

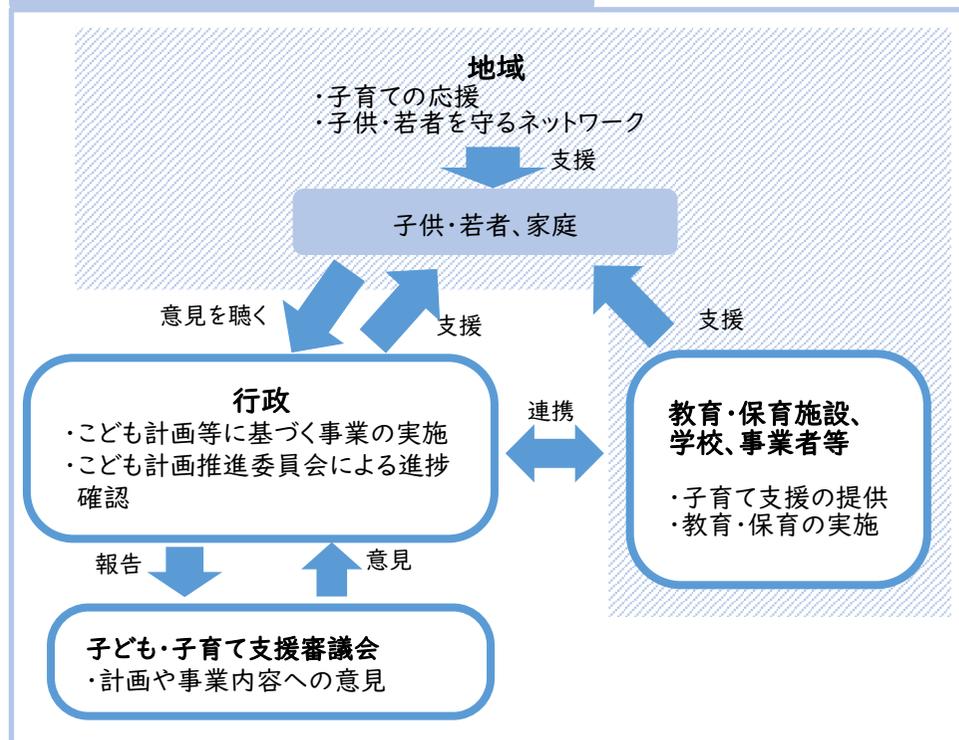
V 基本理念

子供・若者の笑顔があふれ、健やかに育つまち吹田

VI 施策の体系

4つの基本目標及び14の施策により取り組みを推進（資料2-1参照）

VII 施策の推進体制



VIII スケジュール

令和6年8月～9月頃	子供ミーティング、子供の意見聴取
10月頃	パブリックコメント
令和7年2月頃	子ども計画策定にかかる答申、政策会議